



申し入れへの回答も協議もないまま 掲示板を一方的に撤去！

会社に謝罪を求めて申し入れ

会社は東京駅の東海労掲示板撤去通告を行ってきました。それに対して地本は緊急の申し入れを行いました。ところが会社は回答も協議も行っていないのに一方的に掲示板を撤去したのです。このような暴挙は、労使関係の否定、労働組合の存在を否定するものです。

地本は会社に謝罪と掲示板撤去の撤回を求めて6月7日に申し入れを行いました。

申し入れの主旨

- 労働組合が申し入れを行っているにもかかわらず、それに対する回答も協議も行われぬまま、組合掲示板の一方的撤去を行ったことは、憲法第28条で保障する「勤労者の団結する権利～団体交渉～をする権利」を否定するものである。さらに、労組法の誠実交渉義務の否定である。また、掲示板の撤去は労働組合の宣伝活動の妨害であり、労働組合活動に対する介入である。ただちに団体交渉を開催し、組合との労使協議の開催ぬきの一方的実施を謝罪し撤回すること。
- 組合員が1名だと掲示板を撤去するのは何故か、その根拠について明らかにすること。
- 何を根拠に組合員が1名だと判断したのか明らかにすること。
- 組合員が存在しているにもかかわらず掲示板を撤去するのは、組合の宣伝・報道活動を認めないということである。会社の見解を明らかにすること。
- 回答は文書で行うこと。